

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成27年度

定期監査(中・後期))(27 監査第204 号)分

指摘事項	当初措置状況 (28年度)	平成30年度の措置状況	担当課
<p>(意見) 行政財産の適切な管理について 《報告書10ページ》</p>	<p>支所や小中学校、その他出先機関等に勤務する職員、教員が自家用車で通勤する場合、多くの施設において敷地内を駐車場として使用させているが、行政財産の目的外使用に係る適切な手続きを経していない事例が多数判明した。 地方自治法では、行政財産の目的外使用について、その用途、目的を妨げない範囲において許可することができることとされている。公務のために自家用車を使用するケースもあることから、駐車場の使用実態を詳細に調査の上、その使用目的や条件を明確にするとともに、使用料の徴収も含め、適切な使用許可に係る基準、規定を整備するなど、行政財産目的外使用に係る必要な手続きを確実にを行い、適切な財産管理に努められたい。</p>	<p>現在は、財政部管財課が行っている使用実態調査に対応している。今後、調査結果を踏まえ、適正な財産管理の在り方について検討する予定である。 (教育委員会事務局総務課・学校教育課・保健給食課・家庭・地域学びの課【※旧 生涯学習課】・文化財課・長野図書館・南部図書館・博物館・市立長野高校) H28.6.3</p>	<p>平成30年度から、管財課長通知及び「長野市通勤用駐車場に係る行政財産の使用の許可等に関する要綱」に基づき、行政財産使用許可等所定の手続きを行っている。</p> <p>教育委員会事務局 総務課・学校教育課・保健給食課・家庭・地域学びの課 【※旧 生涯学習課】・文化財課・長野図書館・南部図書館・博物館・市立長野高校</p>